

「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」  
開催要綱

(目的)

石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、給油取扱所（ガソリンスタンド）においては経営多角化等が進められている。これを踏まえ、ハード・ソフトの両面から安全性を確保しつつ、給油取扱所における業務等のあり方を検討するため、「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」を開催するものである。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) 給油取扱所に設けることができる建築物の用途の範囲の整理
- (2) 営業時間外における販売等の業務の整理
- (3) その他給油取扱所における業務等のあり方に関連する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が任命する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、任命日から令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から実施する。